豊見城市「教育課程特例校」実施要綱

1. 申請の経緯と目的

本市は、かねてより国際交流事業（令和 5 年度～：アメリカンスクール、令和 7 年度～：台湾・香港の学校）を通じて児童生徒の国際感覚育成に努めてきた。これらの実績を踏まえ、英語教育特例校として文部科学大臣の指定を受けることで、本市独自の特色あるカリキュラムを展開する。これにより、市としてのグローバル教育および英語教育の推進を一層強化し、将来的に世界で活躍できる人材の育成、魅力ある市の教育の特色を踏まえ、ひいては「地方創生 2.0」の目標達成に繋げることを目的とする。

2. 目標

国際感覚に優れた人材の育成を図り、英語によるコミュニケーション能力の素地を育成するとともに、多様性に富み、グローバルで活躍できる人材を育てる。

3. 特例校のメリット

（1）全小学校で外国語活動・外国語の授業時数を統一して確保できる。
（2） 小学校低学年で外国語活動の実施、中学年へつながる授業の展開が可能となる。
（3） 市内全小中学校で一貫した指導体制（JET、ALT 等の配置含む）を構築できる。
（4） 既存の国際交流プログラム（アメリカンスクール、台湾・香港との交流等）を正規の教育課程として位置づけることが可能となる。

4. 教育委員会及び学校の主な取組

（1） 外国語活動・外国語担当教諭連絡会の実施
（2）国際交流プログラムを組み込んだ特別の教育課程の実施
（3）保護者等へのアンケート実施を通じた学校評価・自己評価の実施・公開

5. 特別の教育課程の内容

（1）特別の教育課程の概要
・小学校第 1 学年および第 2 学年に「外国語活動（わくわくイングリッシュ）」を新設し、年間 10 時間置く。
（2）外国語活動に充てる時数

学年	授業時数の配分（時間）
第 1 学年	特別活動（3）、道徳（1）、生活科（1）、算数（1）、音楽（2）、国語（1）、図工（1）
第 2 学年	特別活動（3）、道徳（1）、生活科（1）、算数（1）、音楽（2）、図工（2）

（3）主な取組内容
・読み書きは行わず音声中心の内容で、国際交流をゴールに位置づける。
・学級担任と JTE（日本人英語補助員）とのティームティーチングを基本とする。
（4）特例の適用期間
令和 9 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（4 年間）